

最低制限価格の算定式について

1 設定範囲

予定価格の75%から92%の範囲内

2 算定式

予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

ただし、合計額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

なお、特別なものについては、上記の算定方法に関わらず10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で適宜の割合とする。